

令和 6 年度

沖縄県委託訓練（職業訓練）

企画提案公募要領

～昨年度公募内容から変更のあった箇所は赤字で示しています～

沖縄県商工労働部 労働政策課

令和6年度沖縄県委託訓練事業（離職者等再就職訓練）

企画提案公募概要

1 実施計画

コース名	知識等習得				企業実習付 (デュアルシス テム)	大型自動車 一種運転業務従 事者育成
	右記以外	介護分野等	デジタル 資格	母子家庭の 母等		
開講月	R6.6月～	R6.6月～	R6.6月～	R6.6月～	R6.6～9月	R6.6～11月
1コース定員	30名以内	30名以内	30名以内	30名以内	30名以内	10名以内
訓練期間	3～6か月	2～6か月	3～6か月	3か月	4か月	2ヶ月未満
訓練分野	全般(*1) (介護福祉関 係を除く)	介護福祉 関係	IT/Web 関係 (対象資格 のみ)	全般	全般	大型自動車一種 免許の取得及び 就労に必要な 知識の習得

コース名	定住外国人向け 職業訓練	高齢求職者 スキルアップ等	Eラーニング		長期高度人材育成
			右記以外	デジタル資格	
開講月	R6.6～10月	R6.6～10月	R6.6～10月	R6.6～10月	R6.4月
1コース 定員	10名以内	20名以内	30名以内	30名以内	※訓練分野に記載 ※標準15名
訓練期間	3か月	2～3か月	3か月	3か月	1～2年
訓練分野	介護福祉関係 IT/Web関係	全般	全般	IT/Web関係 (対象資格 のみ)	介護福祉士養成科(2年)20人 保育士養成科(2年)24人 その他(1～2年)19人

※知識等習得コースについて、訓練は年度内で終了させること。ただし、訓練期間2ヶ月の知識等習得コースについては1月までに開講すること。

※1コース定員は申請状況等により調整する可能性があります。

- (*1) 全般とは… ●営業/販売/事務関係 ●建築/不動産関係 ●旅行/観光関係
●IT/Web関係 ●介護福祉関係 ●医療事務関係
●理容/美容関係 ●その他

2 受託事業者選定スケジュール

	右記以外のコース	長期高度人材育成コース
説明会参加申込締切	R5.11.8(水)	
説明会開催日	R5.11.15(水)	
質問の締切	R5.12.6(水)	R5.11.22(水)
質問回答掲載日	R5.11.15(水)以降の毎週水曜日に集計、翌週月曜日にHP掲載	
企画提案書提出締切	<u>R5.12.15(金) 17:00</u>	<u>R5.12.1(金) 17:00</u>

	右記以外のコース	長期高度人材育成コース
選定委員会開催	R6.2月中旬	R5.12月下旬
結果通知 (当初計画分)	R6.2月下旬	R5.12月下旬
結果通知 (繰り上げ選定分)	追加コースを設定することが 決まり次第、 繰り上げ選定された 事業者へ通知	

1	令和6年度沖縄県委託訓練 企画提案公募要領(以下「本要領」という)	
2	第1 事業名.....	- 6 -
3	第2 応募に関する要件等.....	- 6 -
4	(1) 応募者に係る要件.....	- 6 -
5	(2) 選定対象からの除外.....	- 7 -
6	(3) 訓練コースの要件.....	- 8 -
7	第3 受託機関が行う業務(全コース共通事項).....	- 9 -
8	第4 各訓練コースに関する事項.....	- 10 -
9	第5 委託費の支払いについて.....	- 10 -
10	第6 託児サービス付きコースの設定について.....	- 12 -
11	第7 提出方法等.....	- 14 -
12	(1) 提出書類.....	- 14 -
13	(2) 提出・申請期限.....	- 16 -
14	(3) 提出部数、提出先.....	- 16 -
15	★特記事項.....	- 16 -
16	(4) 選定方法.....	- 16 -
17	(5) その他.....	- 17 -
18	第8 説明会の開催・質問の受付.....	- 17 -
19	(1) 説明会について.....	- 17 -
20	(2) 質問の受付について.....	- 17 -
21	第9 委託先候補決定からの業務の流れ.....	- 18 -
22	第10 契約保証金について.....	- 19 -
23	第11 求職者に対する説明会等の広報について.....	- 19 -
24	第12 訓練生の選考に関する注意事項.....	- 19 -
25	第13 労働者災害補償保険の特別加入について.....	- 19 -
26	第14 訓練受講中の事故発生に備えた取扱い.....	- 20 -
27	第15 再委託について.....	- 20 -
28	第16 厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内.....	- 20 -
29	第17 令和6年度の各種日程案.....	- 21 -
30	第18 参考資料.....	- 21 -

31	(参考1) 各職種に係る兼務の可否確認表	- 21 -
32	(参考2) 能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者	- 22 -
33	(参考3) 職業能力開発促進法(以下「能開法」という)第30条の2第2項の規定に 該当する者	- 22 -
34		
35	(参考4) 委託費の計算例(知識等習得コース)	- 23 -

36

37

令和6年度沖縄県委託訓練事業に係る企画提案公募について

沖縄県では、離職された方などの早期再就職を支援するため、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しております。

委託先候補については、複数の機関から訓練に関する企画提案書の提出を求め、優れた訓練内容の提案を行った機関を選定することとしております。

本公募では委託先候補として選定するものであり、令和6年度の沖縄県予算の成立及び委託契約をもって正式な決定となります。

また、国の委託訓練実施要領等に変更があった場合、公募内容も変更になりますので、その際はHP等を通して周知します。

第1 事業名

沖縄県委託訓練事業（離職者等再就職訓練）

(1) 本事業の趣旨・目的

委託訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき、職業能力の開発及び向上について適切と認められた施設が国及び都道府県に代わって公共職業訓練を実施するものです。従って訓練受託先機関には、充実したカリキュラム、適切な施設、事務処理体制の下、離職者等の就職につながる職業訓練及び就職支援の実施が求められます。

(2) 事業概要及び委託単価

2ページ及び各委託訓練事業の「仕様書」の通り

※金額は、全て税抜表記で、単位は「円」。

第2 応募に関する要件等

(1) 応募者に係る要件

応募にあたっては、次の要件を全て満たすこととします。

- ① 沖縄県内に事務所及び訓練施設を有する（ただしEラーニングコースにおいては契約期間中に沖縄県内に事務所を有し、行事及びスクリーニング実施期間のみ沖縄県内に訓練施設を有すればよい）雇用保険適用事業所であり、県内において職業訓練を開講できるとともに、各種事務的確な処理、個人情報管理など事業実施に必要な能力を有すること。
- ② 都道府県税、消費税及び地方消費税に係る課税額が納付されていること。
- ③ 事務手続きに常時対応するための事務担当者を1名以上配置できること。
※事務担当者は講師（申請コースに限らず、県が実施する他の訓練や他機関が実施する訓練の講師を含む）との兼務原則不可（参考1）
- ④ 就職支援に係る就職支援責任者を訓練施設毎に1名配置すること。就職支援責任者は以下のいずれかに該当する者が望ましい。ただし、ジョブ・カードの作成支援ができるのは下記1～3のいずれかに該当する者及び職業能力開発促進法第30条の2に該当する者とする。また、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては下記⑤にあるとおり、下記1～3のいずれかに該当する者が実施することとする。

76 1. キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタ
77 ント。）

78 2. キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）

79 3. 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（参考 2）
80 上記の該当者を以下「キャリアコンサルタント等」という。

81 また、訓練実施日数のうち 50% 以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施
82 設にて業務を行うこととする。ただし、実習型訓練期間中については、訓練実施施設に限らず、
83 適切な就職支援が可能な場所において業務を行うこと。（E ラーニングコースを除く）

84 ⑤ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について、キャリアコンサル
85 タント等を 1 名以上配置し実施すること。委託先機関は訓練期間中に 3 回以上行うことが望ま
86 しいが、実施に当たっては訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時
87 期を選ぶこと。※長期高度人材育成コースの新規委託先機関（H30 年度以降）を除く。

88 ⑥ 平成 26 年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関にお
89 ける職業訓練サービスガイドライン」（平成 23 年策定）を活用した「民間教育訓練機関におけ
90 る職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）を委託契約を締
91 結する日において有効な証明書を有する者が委託先機関に在籍していること又は ISO 299
92 93（公式教育外の学習サービス-サービス要求事項）及び ISO 21001（教育機関-教育機
93 関のためのマネジメントシステム-要求事項及び利用の手引）を取得していることを委託の原
94 則とする。

95 ただし、長期高度人材育成コースについては、当面の間、ガイドライン研修等の受講用件を
96 適用しないこととする。

97 ⑦ 次のいずれにも該当しないこと。

98 イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行わ
99 れている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開
100 始の申立てが行われている者

101 ロ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

102 ハ) 沖縄県又は他の機関が行う委託訓練及び職業訓練に関し、偽りその他不正行為を行い、又は行
103 おうとしたことが明らかになった場合、その不正に係る訓練の受託契約を締結した日から起算
104 して 3 年間を経過していない者

105 ニ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に
106 掲げる暴力団、同第 6 号に掲げる暴力団員、及びそれらの利益となる活動を行う者

107 ホ) その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと県が判断した者

109 (2) 選定対象からの除外

110 次の要件に該当した場合は、提出された提案は選定の対象から除外します。

111 ① 提案書が提出期限までに提出されないとき。

112 ② 提案書に虚偽の内容が記載されているとき。

113 ③ 選定委員又は関係者に関し、選定に関する援助を直接的、間接的に求めたとき。

114 その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等を行ったとき。

115 (3) 訓練コースの要件

116 訓練コースは、次の要件を全て満たすこととします。

117 ① 教科内容、施設・設備等の確保

118 イ) 実施しようとする訓練の目標、カリキュラム等が、求職者の職業能力の開発及び向上に
119 真に資すると認められるものであること。

120 ロ) 訓練に必要な教室、設備等が、所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態にある
121 こと。

122 ハ) カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合は、パソコンが1人1台設置さ
123 れていること。また、ソフトウェアについては、使用許諾契約に基づき適正に使用でき
124 るものであること。

125

126 ② 訓練の指導を担当する者の配置

127 講師は、次のいずれかに該当し、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者である
128 こと。また、学科については概ね30人に1人、実技については15人に1人、15人を超える
129 場合は2人以上の講師を配置すること。

130 イ) 職業訓練指導員免許を有する者

131 ロ) 職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者(参考3)

132 ハ) 担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者

133 ニ) 学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判
134 断できる者

135

136 ③ 訓練内容・訓練コースの確認

137 イ) 受講料は無料とすること。(受講者所有となる教材・資格取得等に要する経費は本人の負
138 担とする)

139 ロ) 訓練の内容が、次のいずれにも該当しないこと。

140 1, 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても一般的に趣
141 味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎない
142 もの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。

143 2, 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。

144 3, 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇
145 用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。

146 4, 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者
147 数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件
148 となっているもの。

149 5, 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体へ
150 の接触が不可避なもの。

151 ハ) 全ての訓練コースにおいて、訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素
152 を含むカリキュラムを設定すること。なお、業務上必要とされる電子機器等の操作を訓練
153 において習得することでも差し支えないものであり、必ずしもPC等の操作をカリキュラ
154 ムに盛り込むことを求めるものではない。

155 ニ) 受講者の就職に資する就職支援の時間をカリキュラムに組み入れること（自己理解、職業
156 意識、コミュニケーション能力、職場見学、職業人講話等）。就職支援の設定時間に上限は
157 ないが、就職支援については重要事項であるため、各実施先において、カリキュラムを検
158 討のうえ設定すること。例えば、訓練修了者の採用実績がある企業が訓練実施機関におい
159 て企業説明会を実施することで、受講者の就職意識を高め、企業との繋がりを作り出した
160 事例があります。また、最近は在宅勤務も増えているため、質問したいこと・悩みを文章
161 化できる文章作成スキルやコミュニケーションスキルの取得を求める企業の意見もあり
162 ました。（企業説明会や在宅勤務に対応した訓練は例示であり、必須要件ではありません。）

163 ホ) 訓練終了1か月前～訓練終了日までの期間内（ただし、訓練終了直前での誘導は避けて下
164 さい）に、就職が決まっていない訓練生については、必ずハローワークへ誘導し、職業相
165 談を受けさせること。（※訓練時間から除く扱いになります）

166 <誘導の流れ>

167 ○日別訓練計画表策定時に訓練終了1か月前～訓練終了日までの期間内（ただし、訓練終了
168 直前での誘導は避けて下さい）にハローワークへの誘導日を設定（誘導日は午後半日）。

169 ※総訓練時間に影響がない程度に、複数日設定することも可。

170 ※訓練生が訓練を欠席又は遅刻せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。

171 ○訓練修了2か月ほど前に、ハローワークから委託先に誘導日についての確認。

172 ※他の公的職業訓練（求職者支援訓練・機構の施設内訓練）との重複で変更となる場合
173 が考えられる。その際は、ハローワークと調整のうえ誘導日を変更し、職業能力開発
174 校へ速やかに変更届を提出すること。

175 ○誘導日の2週間前までに委託先から誘導予定者の名簿を該当ハローワークへ送付。

176 ※訓練生は原則登録したハローワークへ来所することとするが、遠距離等の事情がある
177 場合は委託先近郊のハローワークへの来所でも可とする。

178 ○誘導日3日前までにハローワークから委託先へ誘導時間について連絡。

179 ○訓練生は設定されたハローワークへの誘導日に就職相談を行う。

180

181 第3 受託機関が行う業務（全コース共通事項）

182 受託機関は、職業訓練と就職支援の実施のほか、これに付随する以下の業務を行うこととします。

183 ① 受講者募集の周知及び選考に係る業務

184 ② 受講者の出欠席の管理及び指導

185 ③ 訓練の指導記録の作成及び提出

186 ④ 受講者の受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出

187 ⑤ 受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

188 ⑥ 受講者の中途退所に係る事務処理

189 ⑦ 災害発生時の連絡

190 ⑧ 訓練実施状況の把握及び報告

191 ⑨ 受講者の訓練修了の把握及び報告

192 ⑩ 受講者の能力習得状況の把握及び報告

193 ⑪ 受講者の就職状況の把握及び報告

- 194 ⑫ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成及び
195 報告
196 ⑬ 訓練修了者及び就職の為の中退者への受講者アンケートに係る報告等
197 ⑭ 受講者の訓練に係る生活指導（例、体調不良による欠席後や素行不良等のケアなど）
198 ⑮ その他、沖縄県が必要と認める事項（連絡体制（様式 10 又は任意様式）の提出など）
199

200 第4 各訓練コースに関する事項

201 (1) あらかじめ定める訓練時間(以下「訓練設定時間」という)は、入校式、修了式及び安定所に
202 おける就職支援を受ける時間等を除き訓練として行う時間とし、各仕様書に記載のとおり
203 とすること。

204 各コースとも、訓練時間は週5日、1日6時間を標準として9:00から17:00までの間
205 に任意で設定すること。原則として、土日祝祭日は休日とすること。なお、1単位時間を45
206 分以上60分未満とする場合は、当該1単位時間を1時間とみなし、1単位時間を90分と
207 するものは当該1単位時間を2時間とみなす。また委託先機関が行うジョブ・カードを活
208 用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間に含めて差し支えない。

209 (2) 訓練分野について

210 仕様書に訓練分野及び訓練内容に指定がない限り、下記から選択すること。

訓練分野

・営業/販売/事務	・建築/不動産	・旅行/観光	・IT/Web
・介護福祉	・医療事務	・理容/美容	・その他

211 介護福祉訓練における留意事項

212

213 ① 沖縄県介護職員初任者研修及び沖縄県生活援助従事者研修を含む訓練を行う場合、募集
214 開始の2か月前までには必要な申請を行うこと。
215 (所管：沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課：098-866-2214)

216 ② 沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修を含む訓練を行う場合、募集開始の60日前まで
217 には必要な申請を行うこと。
218 (所管：沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課：098-866-2190)

219 ③ 介護職員実務者研修を実施する養成施設(学校)を開講する法人等においては、開講の
220 9か月前までに設置計画書を提出し、開講の3か月前までに指定申請書を提出すること。
221 (所管：沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課：098-866-2164)

222 ※選定候補として選定されても、上記の申請状況等が確認できない場合には、選定を取り消
223 す場合があります。

224

225 第5 委託費の支払いについて

226 (1) 上限単価について

227 訓練コースの委託費の単価は、訓練生1人1月当たり仕様書に定める価格を上限とし、個々

228 の経費の積み上げによる実費とすること。ただし、大型自動車一種運転業務従事者育成コース
229 は訓練時間数や訓練期間にかかわらず訓練生1人当たりの上限とすること。

230 また、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校
231 日が該当することにより100時間未満となる場合及び長期高度人材育成コースを除く。また
232 母子家庭の母等コースは、1月当たりの訓練設定時間が80時間未満のものとし、E ラーニン
233 グコースにおいては1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。）にあつては、仕
234 様書に定める価格を訓練設定時間の割合で按分すること。

235
236 (2) 委託費の支払い及び支払い時期
237 委託費は、委託先機関の請求により、訓練の行われた期間について訓練修了後に支払われるも
238 のである。

239
240 (3) 委託費支払い対象月
241 委託費の額は訓練生1人につき訓練実施後1か月（訓練開始日又はそれに応答する日を起算
242 日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を取り扱う。ただし、訓練生が中途退校
243 した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終
244 了した場合(以下「中途退校等による早期終了」という)は当該日(以下「早期終了日」という)ま
245 でとする(以下「算定基礎月」という))毎に算定することとし、当該算定基礎月において、訓練
246 設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、委託先機関に対
247 して支払いを行う(当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という)。

248 ただし、長期高度人材育成コースについては、算定基礎月を暦月毎に取り扱う事とし、また訓
249 練期間中に夏季冬季等の休日がある場合、委託費の支払いにおいては当該休日を訓練受講した
250 日とみなして取り扱う。

251 算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、
252 訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間(中途退校した場合は退校までの期間)における訓
253 練設定期間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払い
254 対象月とする。

255
256 (4) 委託費支払い額
257 支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。
258 早期終了日がある場合は、委託費の額は1月毎に算定し、当該支払対象月について以下により
259 支払うものとする。

260 ① 訓練が行われた日(以下「訓練実施日数」という)が16日以上又は訓練が行われた時間(以
261 下「訓練実施時間」)が96時間以上である場合

262 ⇒ 月額単価

263 ② 訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合、
264 ⇒ 訓練実施日数/訓練をすべき日数(早期終了した日まで)×月額単価

265 ※原則、各コース共通であるが、一部コースで異なっているため、仕様書にて記載している。

266
267 (5) 算出例について
268 ⇒ 参考資料の参考4を参照。

269
270 「長期高度人材育成コース」の「1か月」 ⇒ 暦月（月末締め）

271
272 「それ以外のコース」の「1か月」 ⇒ 訓練開始日又はそれに応答する日を起算日として、起算日に応

273 当する日の前日（対応日）まで
274 「訓練をすべき日数」 ⇒起算日から対応日までの「1か月」から土曜日曜、国民の祝日（国
275 民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に
276 定める日）、慰霊の日、その他訓練機関が定める休日（ただし、夏季
277 冬季等の休日等を除く。）を除いた日数
278 「その他訓練機関が定める休日」とは、原則として次の休日とす
279 る。
280 イ お盆等に係る休校日（3日間のうち1日のみ）
281 ロ 年末年始に係る休校日（12月29日から12月31日及
282 び1月2日から1月3日（1月1日は国民の祝日に該当））
283 ハ 創立記念日に係る休校日等
284 ニ その他県立職業能力開発校が認めた休校日
285 （二の例：専門学校等の本科生に係る入校式、終了式等の学校
286 行事により委託訓練を行なうことが困難な日）
287

288 第6 託児サービス付きコースの設定について

289 (1) 対象となる訓練コース

290 長期高度人材育成コース、並びにEラーニングコースを除く全てのコース

291 ※別表_訓練コース体系を参考

292

293 (2) 託児サービスの利用対象者

294 次のいずれにも該当する者であること

295 ① 就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講する事によって当該児童を保育
296 することが出来ない者、かつ同居親族その他の者が当該児童を保育することが出
297 来ない者（職業訓練を受講する以前から、託児施設に児童を預けている者は該当し
298 ない）

299 ② 沖縄県立職業能力開発校の長が、利用希望者から提出された託児サービス利用申
300 込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認め
301 た者

302

303 (3) 託児サービスの提供対象となる児童

304 就学前児童（満1歳に満たない乳児及び満1歳から小学校就学前の幼児）とする。

305 障害児等、特にケアが必要な児童についても対応が可能な場合は、訓練生募集の際に
306 周知すること

307

308 (4) 託児サービスの提供

309 ① 託児サービスの内容（保育内容）

310 児童福祉施設最低基準等、関係基準で定められた保育内容を提供すること

311 なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事

312 等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービス提供内容
313 に含むものとするか否かを決定すること

314 ② 託児サービスの提供方法

315 訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関が外部への委託により、託児サ
316 ービスを提供する。施設外託児サービス提供場所までの児童の送迎は、原則とし
317 て受講生自らが行うこと

318 訓練実施場所の近隣で託児サービスの提供ができない場合は、訓練実施場所に
319 訓練生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引渡しを行う場所を設け、
320 施設外託児サービス提供機関は安全に配慮のうえ、送迎を行う等必要に応じて対
321 応すること

322 なお、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な
323 距離にあることを条件とする

324

325 (5) 託児サービス提供機関の要件

326 次のいずれにも該当する機関であること

327 ① 認可外保育施設であること。(認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに
328 限る)

329 ② 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等
330 に加入すること(保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの)

331 ③ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること

332 ④ ①～③のほか、沖縄県において別途基準等を定めている場合は、これを遵守するこ
333 と

334

335 (6) 定員

336 若干名(概ね2～5名程度)とする。

337 ※企画提案時に未就学児童の定員の枠を確保することを原則とするが、募集開始前ま
338 ずに定員の枠を確保することも可とする

339

340 (7) 託児サービスの利用料

341 託児サービスの利用料は無料とする。ただし、託児サービス利用料に含まれない食
342 事・軽食(ミルク、おやつを含む)代、おむつ代等の児童個人に帰属するものについ
343 ては、保護者(訓練生)の負担とすること。

344

345 (8) 訓練生募集の際に周知すること

346 訓練生募集の際には、次のことを書面にて周知すること。

347 ① 託児サービス提供内容

348 ② 託児サービス利用料に含まれない保護者(訓練生)の負担となる実費分

349 ③ 障害児等特にケアが必要な児童の託児が可能な場合の対象者

350

351

352 (9) 託児サービスの利用希望者に説明すべき事
353 託児サービスの利用希望者に対して、次のことを書面にて交付説明すること。
354 ① 上記(8)に掲げる事項(できるだけ詳細に記載すること)
355 ② 託児サービス提供施設の名称及び所在地(周辺図を示すこと)
356 ③ 設置者の氏名(名称)、施設の管理者の氏名(名称)及び住所(所在地)
357 ④ 建物その他の設備の規模及び構造
358 ⑤ 事業開始年月
359 ⑥ 開所時間
360 ⑦ 保育士、その他の職員の配置数(配置予定を含む)
361 ⑧ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
362 ⑨ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
363 ⑩ 託児サービスの提供機関が複数ある場合は、上記①～⑨に加えて入所定員
364 ※必要に応じて、別添「託児サービス提供施設について」を活用し、利用希望者への
365 説明資料とする
366

367 (10) 委託費について

368 ① 児童1人1月あたり66,000円を上限
369 ※託児サービスに係る委託費は個々の積み上げによる実費
370 ② 訓練受講者が中途退校した場合又は託児サービスの利用を中止した場合の委託費
371 の額は、訓練が行われた日による日割り計算で得た額とする
372 ③ 委託費の支払いは、訓練修了後請求により支払うものとし、前払いは行わない
373

374 (11) 留意事項

375 ① 託児サービスを付加する場合は、様式3の訓練科名(申請コース)の欄に「〇〇科
376 (託児サービス付き)」と記入すること。
377 ② 訓練コースに託児サービスを付加した場合は、審査基準の加点項目とする。
378

379 第7 提出方法等

380 (1) 提出書類

381 申請書類 ○委託訓練企画提案書 【様式1】
382 ○法人及び施設等の概要 【様式2】
383 ○委託訓練カリキュラム 【様式3】
384 ○日別訓練計画表 【様式3別紙】
385 ○訓練コース要素別点検表 【様式4】
386 ○講師名簿及び使用教材等一覧表 【様式5】
387 ○就職支援の概要 【様式6】
388 ○3か月を超える訓練を設定する場合の理由書【様式7】※知識等習得コースで3
389 か月を超える訓練を設定する場合のみ
390 ○実習企業名簿 【様式8】※企業実習付(デュアルシステム)コースのみ

- 391 ○**職場見学等実施計画書**【様式9又は任意様式(A4)】
- 392 ※職場見学、職場実習、職場体験がある場合(企業実習付(デュアルシステム)コ
- 393 ースは除く)
- 394 ○**連絡体制**【様式10又は任意様式(A4縦)】
- 395 添付資料 ○**参考見積書**(A4縦)
- 396 ・訓練実施経費や職場実習費、就職支援経費等、全ての経費について、定員人数全
- 397 員が修了・就職する見込で作成すること。
- 398 ・各コースの仕様書に記載する単価を上限とし、個々の経費の積み上げによる実
- 399 費とすること。県が設定する上限単価を超えた参考見積書の提出があった場合、
- 400 その申請については失格とする。
- 401 ・長期高度人材育成コースにおいては、委託先機関における一般の受講者の授業
- 402 料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理
- 403 的な額を設定すること。
- 404 ○**施設案内略図、教室等配置図** 【任意様式、A4縦】
- 405 ●**沖縄県の県税事務所が発行する県税(全税目)に係る納税証明書**
- 406 ※Eラーニングコースにおいて、沖縄県内に事業所がない場合は、本社等を管轄す
- 407 る都道府県税事務所が発行する納税証明書
- 408 (滞納がないことの証明書)
- 409 ●**税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書**
- 410 (未納がないことの証明書)
- 411 ●**登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)** ※法人の場合
- 412 ●**申請者の本籍地市区町村長が発行する身分証明書** ※個人の場合
- 413 (禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の
- 414 通知を受けていないことの証明)
- 415 ●**法務局が発行する登記されていないことの証明書** ※個人の場合
- 416 (成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明)
- 417 ○**雇用保険適用事業所設置届けの写し**
- 418 ○**職業紹介事業の許可、届出を証明する書類の写し** ※該当する場合
- 419 ○**講師の免許・資格に関する証明書の写し** ※該当する場合
- 420 ○**直近2年間の実績(受講者数、正社員就職者数を明記)** 【任意様式、A4縦】
- 421 ※長期高度人材育成コースのみ
- 422 ○**キャリアコンサルタント等に係る登録証の写し**
- 423 ○**職業訓練サービスガイドライン研修の修了証書の写し又はISO29993及び**
- 424 **ISO21001の審査登録証の写し**
- 425 ※長期高度人材育成コースの新規委託先機関(H30年度以降)を除く。
- 426 ○**職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定証の写し**
- 427 ※認定取得済みの場合、加点要素となる。
- 428 ○**実施施設紹介パンフレット等**
- 429 ○(別紙)開講希望月調査
- 430 ※長期高度人材育成コースを除くコースのうち、様式3において「開講月変更対応

431 可否」で「可」に○を付けたコースを実施する場合、1応募者につき1部提出
432 ○その他、職業能力開発校が求める書類

433
434 ※ ●印のものについては写しでも可（発行から3か月以内のもの）
435 ※ 委託先候補として選定後、本事業の契約締結時には、単価設定の積算内訳とし
436 て、見積書の提出がありますが、その際、さらに客観的に確認できる書類の提出
437 を求める場合があります。

438
439 (2) 提出・申請期限
440 長期高度人材育成コース：令和5年12月1日（金） 17:00
441 その他の委託訓練コース：令和5年12月15日（金） 17:00
442 ※期限厳守（期限を過ぎたものは受理できません）

443
444 (3) 提出部数、提出先
445 ① Excel データ及びその他添付資料（添付資料については上記第7（1）掲載順に1つのPDFデ
446 ータにまとめてください）

447 データ提出先 労働政策課代表アドレス：aa058009@pref.okinawa.lg.jp
448 （沖縄県労働政策課能力開発班 担当 金城あて）
449 ※パスワード付きのデータはダウンロードが出来ませんので、そのまま送付下さい。
450 ※送付先の間違にお気をつけください。前年度からアドレスの変更はありません。
451 ※受領後2日以内（閉庁日除く）にこちらから受領確認メールを送付します。確認メールの送
452 付をもって受付完了としますので、万が一提出したにもかかわらず確認メールが来ない場合、
453 お手数ですがお電話にて担当までご連絡ください（沖縄県労働政策課能力開発班 金城：098-
454 866-2366）。確認メールを受領されていないにもかかわらず、当課へお電話をいただけずに
455 そのまま選定業務が進んだ場合、申請書の受理ができないことがありますのでご注意ください。

456 ★特記事項
457 原則として、開講月につき1分野1コースの申請とすること。
458 ※注意事項 同時期に重複開講が不可にも関わらず、複数の提案を行ったと判明した場合は、被
459 っているコース全て無効とする。
460 同一企業が複数コースを申請する場合、必ず1コースごとに申請様式及び添付資料一式を提出
461 してください（（別紙）開講希望月調査については1企業につき1部の提出で構いません）。複
462 数コース分について、様式のみ、あるいは様式3以降のみ（様式1、様式2の添付なし）も見受
463 けられます。
464 様式・添付資料一式以外の提出については、受理いたしません。

465
466 (4) 選定方法
467 提出された書類及び現地調査（調査日は職業能力開発校より連絡します）に基づき以下の項目
468 を評価し、選定委員会でコースを選定します。
469 ① 訓練実績に関すること

- 470 ② 設備、訓練環境に関すること
471 ③ カリキュラム内容に関すること
472 ④ 就職支援状況に関すること
473 ⑤ 運営状況、事務処理に関すること

474

475 (5) その他

476 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

477 書類提出後の差し替えは認めません（県が補正等を求める場合を除く）。

478 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

479

480 第8 説明会の開催・質問の受付

481 (1) 説明会について

482 令和6年度沖縄県委託訓練の企画提案公募に係る業務説明会を開催しますので、参加を希望する機関は、下記の方法にて申し込みの上ご参加くださいますようお願いいたします。なお、説明会への参加は任意であり、参加状況が選定に影響を与えることはありません。また、説明会における質疑応答の内容については、後日HPに掲載します。

486

487 開催日時：令和5年11月15日（水） 14時～15時（13時30分受付開始）

488 開催場所：浦添職業能力開発校 管理棟 3階 視聴覚教室（沖縄県浦添市大平531）

489 参加方法：参加申込様式を沖縄県労働政策課HPよりダウンロードし、必要事項をご記入の上、令和5年11月8日（水）までにメールにてご提出ください。

491 （沖縄県労働政策課能力開発班 金城あて：aa058009@pref.okinawa.lg.jp）

492 その他：・会場の都合上、参加者は1団体1名様までとします。

493 ・質問がある場合は、参加申込様式に記載してください。なお、当日は事前にいただいた質問を優先して回答しますが、時間の都合上HP上での回答になることもありますので、ご了承ください。

496 ・駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。（お車で来場される場合、当説明会終了後は障害者向け委託訓練の説明会を行いますので、そちらに参加されない場合はお車の速やかな移動にご協力ください）

499 ・遠隔地の事業者様を対象に、同時にオンライン（Zoom）の説明会を実施します。オンラインでの参加を希望される方は、参加申込様式にその旨記載してください。なお、前日に接続テストを実施しますが、詳細は個別に連絡します。

502

503 (2) 質問の受付について

504 提案に係る質問については、沖縄県労働政策課HPに掲載した質問様式により労働政策課担当までメールにて送信して下さい（沖縄県労働政策課能力開発班 金城あて：aa058009@pref.okinawa.lg.jp）。なお、電話や来所等による問い合わせには対応しません。

507 回答は労働政策課のHPに掲示します。

508 <疑義照会日程については、以下を予定しています>

- 509 ○1回目・・・質問期限：令和5年11月15日（水）
 510 回答日：令和5年11月20日（月）
 511 ○2回目・・・質問期限：令和5年11月22日（水）※長期コース最終質問受付
 512 回答日：令和5年11月27日（月）
 513 ○3回目・・・質問期限：令和5年11月29日（水）※長期コース除く
 514 回答日：令和5年12月4日（月）
 515 ○4回目・・・質問期限：令和5年12月6日（水）※長期コース除く
 516 回答日：令和5年12月11日（月）
 517

518 第9 委託先候補決定からの業務の流れ

519 当初計画分の選定結果については、応募のあった全ての機関に対し文書で通知します。
 520 その後の業務の詳細については、委託元となる職業能力開発校の指示に従うこととします。
 521 選定後、委託先候補機関の都合により候補を辞退した場合は、次年度以降の選定でその点を考慮し
 522 た選定を行う場合があります。
 523 また、当初計画分の候補としては選定しないが、定員割れや閉講により追加訓練を実施する場合に
 524 繰り上げ選定する可能性があります（長期高度人材育成コースを除く）。繰り上げ選定した場合は改
 525 めて通知を行い、職業能力開発校と開講月や定員等について協議を行います。なお、繰り上げ選定時
 526 点で訓練実施が難しく、辞退したとしても、そのことにより応募者が今後の選定において不利益を被
 527 ることはありません。
 528

529 ～主な業務の流れ～

委託先候補決定・・・	長期高度人材育成コース： 令和5年12月下旬 （当初計画分採択結果通知） その他のコース： 令和6年2月下旬
募集案内作成・・・	職業能力開発校の指示により募集案内を作成。 定められた期限内に職業能力開発校へ送付。
受講生募集・・・	各ハローワークで受付後、職業能力開発校から委託先へ願書のコピーを送付。
選考試験・・・	委託先で実施、結果を職業能力開発校へ。職業能力開発校は合否を判定し名簿作成、委託先へ送付。
受講生合格発表・・・	委託先で実施。受講指示者に対し、訓練初日に認定変更の手続きを行うよう指示。
訓練開始・・・	委託先は初日にオリエンテーションを行う。 受講指示者はハローワークで認定変更手続きあり。
訓練期間中・・・	訓練及び就職支援の他、職業能力開発校の指示により各種報告、書類作成等を行う。
訓練修了後・・・	受講者全員の就職状況等の報告。（終了時、1か月後、3か月後）

530

531

532 第 10 契約保証金について

533 契約締結時に委託費支払限度額の 10% を乗じて得た額の契約保証金を納付してください。ただし、
534 下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

- 535
- 536 ①契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を
537 ほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した
538 2 以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる
539 とき。
- 540 ②委託費支払限度額が 50 万円未満かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれが
541 ないとき。

542

543 第 11 求職者に対する説明会等の広報について

544 求職者に対し、訓練実施機関による説明会や見学会等の訓練の内容について理解を促すための機
545 会を設けることは、求職者が訓練コースに係るパンフレット等以上の詳細情報を得ることができ、受
546 講への抵抗感・不安感をなくすことや、求職者の希望する訓練内容と受講を申し込む訓練コースと
547 のミスマッチを解消し、中途退校を防ぐためにも有効なものです。

548 つきましては、説明会等を実施していない訓練実施機関については積極的に説明会等の実施につ
549 いて検討をお願いします。

550 また、説明会等の実施に当たっては、説明会を踏まえて受講を検討する時間を確保する観点から、
551 受講申込締切日まで一定の間隔を空けた上での実施や、求職者が希望する日時で説明会等に参加で
552 きるようにするため、複数日程での実施となるようご配慮をお願いします。

553 なお、説明会等開催に限らず、募集用パンフレット作成以外の広報計画がある場合は加点要素とな
554 りますので、様式 2 の 4 に記載してください（募集用パンフレットの作成についても記載してくだ
555 さい）。

556

557 第 12 訓練生の選考に関する注意事項

558 委託先において訓練生の選考を行っていただきますが、面接の際に現在結婚・妊娠しているか、今
559 後の結婚・妊娠の可能性、新型コロナワクチン接種の有無など、適正・能力に関係の無い事項に関す
560 る質問をすることは、非常に不適切ですので控えてください。

561 また、集団面接試験時には、プライバシーに関すること等、個人的な事情により他の受験者の
562 前で発言しにくい場合は無理に返答する必要が無い旨を面接開始前に周知したり、文書（面接シ
563 ート等）で回答を求めたりするなど、発言者（受験生）の個人情報が他の受験生に知られること
564 がないように配慮してください。

565

566 第 13 労働者災害補償保険の特別加入について

567 職場実習等（職場見学は含まない）を要する訓練コースにあたっては、災害が発生した場合に、そ
568 れを補償するため訓練生について労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）第 33 条に定める

569 労働者災害補償保険の特別加入の対象者とします。

570 特別加入の対象となる期間は、企業等での職場実習を実施する期間であり、講習や演習等の座学の
571 期間は加入の対象とはなりません。

572 特別加入及びその後の関係事務は沖縄県労働政策課において行いますが、対象となる訓練生に対
573 しては、実習期間中の特別加入について、沖縄県労働政策課において手続きを行う旨の説明を委託先
574 より行い、承諾を得てください。

575 なお、保険料については国から沖縄県に対して交付される予算から支弁することとし、委託先や訓
576 練生が負担するものではありません。

577

578 第14 訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

579 訓練受講中の事故等により訓練生が負傷し、あるいは、委託先機関等の設備や顧客に損害を与える
580 事態に備え、訓練生に対して、訓練実施中の訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対す
581 る民間保険に加入するよう勧奨すること。

582 なお、上記にかかわらず、一部のコース（知識等習得コース（介護分野）（デジタルのうち職場実
583 習を実施するコース）・企業実習付（デュアルシステム）コース・大型自動車一種運転業務従事者育
584 成コース）については上記民間保険への加入が義務づけられているので、各コースの仕様書を確認す
585 ること。

586

587 第15 再委託について

588 本事業においては、委託先が委託業務の全部を一括して第三者に再委託すること、委託業務を分割
589 し、その全部を第三者に再委託すること、契約の主たる部分について再委託することを禁止します。

590 ただし、職場実習等を行うコースについては、あらかじめ職業能力開発校に再委託承認申請書を提出し、職業能力開発校の書面による承認を得た場合に限り、その部分のみ再委託することができます。
591 その場合において、委託先が本公募の参加者に業務の再委託を行うこと、再委託先が再委託業務の
592 全部を一括又は分割して第三者に再委託することを禁止します。また、関係会社等との取引であるこ
593 とのみを選定理由とした再委託は原則禁止であり、相見積り徴収の上、最低価格を提示した者を選定
594 すること。相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由
595 を明らかにした理由書を提出し、その合理性を示すこと。

596
597

598 第16 厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内

599 都道府県から委託を受けた公共職業訓練を現在実施している訓練機関（法人）や今年度または前年
600 度に公共職業訓練を実施したことのある訓練機関（法人）を対象に、公的職業訓練の運営や事務手続
601 き等に関するご意見・ご要望をいただくための Web ページが厚生労働省により公開されています。
602 詳細は、厚生労働省 Web ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_iken.html）をご確認ください。

604 なお、本公募に関する質問については、上記 Web ページではなく、第8(2)記載の方法により受
605 け付けますのでご注意ください。

606 第17 令和6年度の各種日程案

		4月開講 (長期高度人材育成コースのみ)	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	R7.1月開講
募集期間		R6.2.1(木) ~ R6.2.22(木)	R6.4.1(月) ~ R6.4.24(水)	R6.5.1(水) ~ R6.5.27(月)	R6.6.3(月) ~ R6.6.25(火)	R6.7.1(月) ~ R6.7.25(木)	R6.8.1(木) ~ R6.8.23(金)	R6.9.2(月) ~ R6.9.25(水)	R6.10.1(火) ~ R6.10.25(金)	R6.11.1(金) ~ R6.11.25(月)
	選考試験日	R6.3.6(水)	R6.5.9(木)	R6.6.6(木)	R6.7.5(金)	R6.8.6(火)	R6.9.4(水)	R6.10.7(月)	R6.11.7(木)	R6.12.5(木)
合格発表		R6.3.22(金)	R6.5.24(金)	R6.6.21(金)	R6.7.23(火)	R6.8.22(木)	R6.9.20(金)	R6.10.23(水)	R6.11.22(金)	R6.12.20(金)
知識等習得 高齢求職者 定住外国人 Eラーニング 大型自動車 (2~6ヶ月)	入校日(式)	-	R6.6.3(月)	R6.7.1(月)	R6.8.1(木)	R6.9.2(月)	R6.10.1(火)	R6.11.1(金)	R6.12.2(月)	R7.1.6(月)
	認定変更日	-	R6.6.3(月) 午後	R6.7.1(月) 午後	R6.8.1(木) 午後	R6.9.2(月) 午後	R6.10.1(火) 午後	R6.11.1(金) 午後	R6.12.2(月) 午後	R7.1.6(月) 午後
デュアル (4ヶ月)	入校日(式)	-	R6.6.3(月)	R6.7.1(月)	R6.8.1(木)	R6.9.2(月)	-	-	-	-
	認定変更日	-	R6.6.3(月) 午後	R6.7.1(月) 午後	R6.8.1(木) 午後	R6.9.2(月) 午後	-	-	-	-
母子家庭の母 等 (父子含む) (3ヶ月)	準備講習 (5日間)	-	R6.6.3(月) ~ R6.6.7(金)	R6.7.1(月) ~ R6.7.5(金)	R6.8.1(木) ~ R6.8.7(水)	R6.9.2(月) ~ R6.9.6(金)	R6.10.1(火) ~ R6.10.7(月)	R6.11.1(金) ~ R6.11.8(金)	R6.12.2(月) ~ R6.12.6(金)	R7.1.6(月) ~ R7.1.10(金)
	入校日(式)	-	R6.6.10(月)	R6.7.8(月)	R6.8.8(木)	R6.9.9(月)	R6.10.8(火)	R6.11.11(月)	R6.12.9(月)	R7.1.14(火)
	認定変更日	-	R6.6.10(月) 午後	R6.7.8(月) 午後	R6.8.8(木) 午後	R6.9.9(月) 午後	R6.10.8(火) 午後	R6.11.11(月) 午後	R6.12.9(月) 午後	R7.1.14(火) 午後
長期高度人材 育成コース	入校日(式)	各校による ※4/1(月)あるいはそ れ以降とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
	認定変更日	入校日と同日 (午後)	-	-	-	-	-	-	-	-

607

608 ※高齢求職者、定住外国人、Eラーニングについては10月までに開講、大型自動車については11

609 月までに開講すること。

610

611 第18 参考資料

612 (参考1) 各職種に係る兼務の可否確認表

	①事務担当者(常勤)	②就職支援責任者 (常勤・非常勤)	③キャリアコンサルタント等 (常勤・非常勤)	④講師(常勤・非常勤)
①事務担当者(常勤)		○ ②と④が兼務の場合×	○ ③と④が兼務の場合×	×
②就職支援責任者 (常勤・非常勤)	○ ②と④が兼務の場合×		○	○ ①と②が兼務の場合×
③キャリアコンサルタント等 (常勤・非常勤)	○ ③と④が兼務の場合×	○		○ ①と③が兼務の場合×
④講師(常勤・非常勤)	×	○ ①と②が兼務の場合×	○ ①と③が兼務の場合×	

613 ※事務担当者と講師(申請コースに限らず、県が実施する他の訓練や他機関が実施する訓練の講

614 師を含む)が重複しないように設定すること

615 ※複数兼務をした結果、事務担当者と講師までもが兼務となっていないか確認すること

616 (参考2) 能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

(職業訓練指導員免許)

第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者)でなければならない。

2 前項の免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。

617
618
619 (参考3) 職業能力開発促進法(以下「能開法」という)第30条の2第2項の規定に該
620 当する者

621 ※職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において「指導方法」に合格した者以外に
622 においては「48講習」の修了者に限る

623 ①教科に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有する者

624 ②教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有する者

625 ③教科に関し、大学(短期大学を除く。)を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有する者

626 ④教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務を有する者

627 ⑤教科に関し、職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

628 ・大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 など

629 ⑥①～⑤に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

630 ・実技の教科に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者で、その後5年以上の実務経験を有
631 する者

632 ・実技の教科に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が700時間以上のものを修了
633 した者で、その後6年以上の実務の経験を有する者 など

634 ※記載されている「実務経験」とは講師としての「指導経験」とします

635 ※国や県が指定した基準により実施される介護系訓練については、個別の基準に準じます。

636

637

638 (参考4) 委託費の計算例(知識等習得コース)

639

訓練期間	訓練設定時間 H/月	訓練設定 日/月	80%要件	中退 したか	16日 /96時間 以上
3か月	132	22	1月目○ 2,3月目×	○	×

640

「 ☆支払対象月 」 「 ★不支払月 」 「 ★不支払月 」

641

訓練開始日 中退した日 訓練終了日

642

4/10 5/9 6/9 6/22 7/9

643

○ ————— ○ ————— ○ ————— × ————— ●

644

訓練実施日数 22日(132h) 22日(132h) 10日(60h) 12日(72h)

645

訓練受講時間 132h(100%) 96h(72%) 42h(70%)

646

「 ☆中退日までの期間計270h(83%) 」

647

以上の結果 「 ☆支払対象月 」 「 ☆支払対象月 」 「 ☆支払対象月 」

648

649 <算出方法>

650 訓練設定時間は、全ての月について1月当たり100時間以上であるため、月額単価上
651 限が月額単価となる。

652 3か月目において、中退日までの訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間数が9
653 6時間以上のいずれにも該当しないため、中退者が発生した月の委託費は日割計算する。

654 1か月目において、訓練設定時間の80%以上を受講(100%)しているため、支
655 払対象月となる。また、2か月目及び中退者が発生した3か月においては、80%未満
656 の受講のため、支払い対象とならなかったが、中退日までの訓練設定時間の80%以上
657 (270時間÷324時間=83%)の受講のため、中退日までの訓練期間について、
658 支給対象となる。

659 <算出式>

660 訓練実施日数(6/10~6/22):10日、訓練すべき日数(6/10~7/9):22日

661 【訓練実施経費】

662 50,000円×(10日÷22日) = 22,727円 (円未満の端数は最後に切捨て)

663 【就職支援経費】

664 10,000円×(10日÷22日) = 4,545円 (円未満の端数は最後に切捨て)

665

666 <支払額> 【訓練実施経費】 【就職支援経費】

667 ・4/10~5/9 50,000円 10,000円

668 ・5/10~6/9 50,000円 10,000円

669 ・6/10~6/22 22,727円 4,545円 計147,272円

670

671

672